

与謝野町

地域資源を活用した企業誘致推進事業広報業務

公募型プロポーザル募集要項

令和6年9月2日

京都府与謝野町産業観光課

目 次

1. 趣旨.....	1
2. 業務の内容.....	1
3. 提案の限度額.....	1
4. 応募に関する事項.....	1
5. プロポーザル参加の手続.....	3
6. 提出書類.....	5
7. 企画提案書等の取扱い.....	5
8. 無効提案及びプロポーザルの辞退.....	6
9. 提案評価に関する事項.....	6
10. 選定に関する事項.....	6
11. 選定結果の通知及び公表.....	7
12. 契約の手続.....	7
13. 辞退者の取扱い.....	7
14. 担当課.....	7
【別表】	
地域資源を活用した企業誘致推進事業広報業務 評価表	8

与謝野町地域資源を活用した企業誘致推進事業広報業務 公募型プロポーザル募集要項

1. 趣旨

当町では、令和4年度に策定した与謝野町企業誘致戦略に基づき、町内の空き工場等を活用した企業や事業者（以下「進出企業等」という。）の誘致を行うため、地域資源を活用した企業誘致推進事業を行うこととしており、進出企業等に対しては、クラウドファンディング型ふるさと納税制度を活用して補助金の交付によって起業支援を行うこととしている。

令和6年度においては、進出企業等の募集に伴う広報業務について、「公募型プロポーザル方式」により受託事業者を募集する。

2. 募集の内容

- (1) 業務名称 与謝野町地域資源を活用した企業誘致推進事業広報業務
- (2) 業務内容 別紙「与謝野町地域資源を活用した企業誘致推進事業広報業務委託仕様書（企画提案用）」のとおり
- (3) 委託期間 契約締結日の翌日から令和7年3月21日（金）まで

3. 提案限度額

金750,000円（消費税及び地方消費税を含む。）の範囲内とし、この限度額を超えた提案は受理しない。

ただし、この金額は契約時の予定価格を示すものではなく、企画提案内容の規模を示すためのものである。

4. 応募に関する事項

(1) 参加資格

プロポーザルに参加できる者は、委託業務を効果的かつ効率的に実施できる法人及びその他の団体（以下「法人等」という。）であり、以下の全ての要件を満たす者とする。ただし、下記のアにおいて、与謝野町の入札参加を求めるものではない。

また、本業務の実施にあたり業務の一部を委託するなど、連携して業務にあたる協力企業等がある場合、当該協力企業等についても、以下のイからクの要件を満たさなければならない。

- ア. 与謝野町から指名保留又は指名停止措置を受けていないこと。
- イ. 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に該当しない者であること。
- ウ. 役員に、次の（ア）又は（イ）のいずれかに該当する者がいないこと。
 - （ア） 破産者で復権を得ない者。
 - （イ） 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者。
- エ. 次の（ア）から（ウ）までのいずれかに該当する者でないこと。

- (ア) 民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者。（同法に基づき再生手続開始の申立てをされた者で、同法第１７４条第１項の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。）
- (イ) 会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づき更生手続開始の申立て（同法附則第２条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。以下同じ。）がなされている者。（同法に基づき更生手続開始の申立てをされた者で、同法第１９９条第１項若しくは第２項又は第２００条第１項の規定による更生計画認可の決定を受けている者を除く。）
- (ウ) 破産法（平成１６年法律第７５号）に基づき破産手続開始の申立てがなされた者及びその開始決定がされている者。（同法附則第３条第１項の規定によりなお従前の例によることとされる破産事件に係るものを含む。）
- オ. 国税、地方税、法人税及び消費税等を滞納していない法人等であること。
- カ. 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条２号に掲げる暴力団、同条第６号に規定する暴力団員である代表者、役員又は使用人を有する法人等並びにそれらの利益となる活動を行う法人等でないこと。
- キ. 代表者、役員又はその使用人が刑法（明治４０年法律第４５号）第９６条の３若しくは第１９８条の規定に違反するとして逮捕若しくは送検され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された日から２年を経過しない者でないこと。
- ク. 団体又はその代表者が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和２２年法律第５４号）第３条又は第８条第１項第１号の規定に違反するとして、公正取引委員会又は関係機関に認定された日から２年を経過していない者でないこと。

(２) スケジュール

項 目	日 程
① プロポーザルの公告	令和６年９月２日（月）～ 令和６年９月１１日（水）
② 説明会	令和６年９月６日（金）
③ 質問期間	令和６年９月２日（月）～ 令和６年９月１１日（水）
④ 参加申込受付期間	令和６年９月１２日（木）～ 令和６年９月２５日（水）
⑤ 第１次審査、第２次審査	令和６年９月下旬
⑥ 選定結果の通知、公表	令和６年１０月上旬

5. プロポーザル参加の手続

(1) プロポーザル公告

日 時：令和6年9月2日（月）

方 法：与謝野町ホームページへの掲載及び与謝野町役場掲示板への掲示による

(2) 説明会

日 時：令和6年9月6日（金）午後4時00分から

会 場：与謝野町役場 本庁舎 3階 会議室2

(3) 質問及び回答

企画提案書作成に関する質問は、電子メールにより担当者へ募集要項等に関する質問書（様式2）を送付すること。（必ず電話で送付確認を行うこと。）電子メール以外の方法及び質問期間終了後に提出された質問書は一切受け付けない。

質問期間：令和6年9月2日（月）から

令和6年9月11日（水）正午まで

回 答：質問に対する回答は、令和6年9月12日（木）午後5時までに質問者に対し、電子メールで直接回答する。ただし、内容によっては、質問者の名前を伏せた上で、質問者全員に対して回答する。順次ホームページに掲載する。

電子メール送信先：sangyokanko@town.yosano.lg.jp

(4) 参加申込書の提出

提出期間：令和6年9月12日（木）から

令和6年9月25日（水）正午まで

提出場所：与謝野町産業観光課

提出方法：郵送又は持参（郵送の場合は期限までに必着。到着確認を行うこと。）

提出書類：「6. 提出書類」のとおり

その他：提出する提案は、1者につき1案とする。

(5) 選定委員会（企画提案書プレゼンテーション）

提出された企画提案書に基づき、「与謝野町地域資源を活用した企業誘致推進事業広報業務事業者選定委員会」（以下「選定委員会」という。）において審査を行うとともに、プレゼンテーションを実施する。

(6) プレゼンテーションの方法等

① 応募者が5者を超える場合は、次のとおりとする。

ア. 第1次審査（書類審査）

- ・ 令和6年9月下旬（予定）に実施する。
- ・ 選定委員会委員により、企画提案書及びその他提案書類に基づく書類審査を実施する。
- ・ 第1次審査通過者には、第2次審査（プレゼンテーション）を実施する。

イ. 第2次審査（プレゼンテーション）

- ・令和6年9月下旬（予定）に実施する。
 - ・プレゼンテーションの実施場所及び実施時間は、第1次審査の結果通知と併せて通知する。
 - ・プレゼンテーションの時間は各参加者30分（説明15分、質疑応答15分）とする。
 - ・プレゼンテーションの参加人数は、3名以内とする。
 - ・プレゼンテーションには、提出している企画提案書のみを使用すること。
 - ・プレゼンテーションに関する機器のうち、プロジェクター及びスクリーンは与謝野町が用意する。その他必要なものは、提案者が用意すること。
- ② 応募者が5者以下の場合は、次のとおりとする。
- ・企画提案書の内容について、令和6年9月下旬（予定）に、プレゼンテーションのみを実施する。
 - ・プレゼンテーションの実施場所及び実施時間は、応募状況を確認後、速やかに電子メールで通知する。
 - ・プレゼンテーションの時間は各参加者30分（説明15分、質疑応答15分）とする。
 - ・プレゼンテーションの参加人数は、3名以内とする。
 - ・プレゼンテーションには、提出している企画提案書のみを使用すること。
 - ・プレゼンテーションに関する機器のうち、プロジェクター及びスクリーンは与謝野町が用意する。その他必要なものは、提案者が用意すること。

（7）審査の結果通知

書類審査の結果は、決定後速やかに電子メール及び後日書面により通知する。（令和6年10月上旬（予定））

また、プレゼンテーションの審査結果は、全てのプレゼンテーション終了後にプレゼンテーション会場において通知する。

なお、審査結果についての異議申立並びに問合せには、一切応じることは出来ない。他の事業者の審査内容については、一切公表しない。

6. 提出書類

提出書類名	部数	注意事項	備考
（1）企画提案書	正本 1	ア．別紙「委託業務仕様書（企画提案用）」に従って明瞭に作成することとし、「業務仕様	様式 任意

	副本 2	書」に記載することの他に有益であると考えられる追加提案がある場合は、分かりやすく記載すること。 イ. 提出様式は自由とするが、A4版横カラー刷りとすること。(A3折込可)	
(2) 参加申込書	1		様式1
(2) 団体概要書	1		様式3
(3) 誓約書	1		様式4
(4) 業務実施体制調書	1		様式5
(5) 協力企業等報告書	1	協力事務所がある場合は提出すること。	様式6
(6) 業務工程表	1		様式 任意
(7) 業務経歴書	1	本町及び他市町において同様の事業を行った実績があればその概略等を提出すること。	様式 任意
(8) 見積書	1	ア. 業務委託見積書及び内訳書は、円単位で作成すること。 イ. 見積の明細を別途提出すること。	様式 任意
(9) 納税証明書	各1	ア. 国税：納税証明書その3の2（個人）、 又はその3の3（法人） イ. 都道府県税：主たる事業所の都道府県税に滞納がない証明 ウ. 市町村税：主たる事業所の市町村税に滞納がない証明 ※消費税及び地方消費税の納税の義務を負わない者は、その旨を記入して提出すること。	

7. 企画提案書等の取扱い

- (1) 企画提案書等の提出後において、企画提案書等に記載された内容の変更及び再提出は認めない。
- (2) 企画提案書等の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。
- (3) 提出された企画提案書等は、審査及び説明の目的にその写しを作成し使用することができるものとする。
- (4) 提出された全ての企画提案書等は返却しない。なお、企画提案書等は、契約に至った場合に使用する他は業者選定以外には使用しないものとし、本町の文書規定等に従い責任を持って管理・破棄を行う。
- (5) 提出された企画提案書等は「与謝野町情報公開条例（平成18年条例第11号）（以下「条例」という。）の規定に基づき公開する場合があるが、企画提案書等に記載する内容については、公開請求があった際に条例の規定に基づき公開することを前提とするので、企画提案書等の内容で企業秘密のために非公開を希望する部分については、脚注等でその部分を特定したうえで明記すること。

- (6) 前号の規定により公表する場合は、企画提案書等はその写しを作成し使用することができるものとする。

8. 無効提案及びプロポーザルの辞退

(1) 無効提案

次に該当する提案は無効とする。

- ア. 「参加申込書を提出した日」から「選定委員会において選考が終了するまで」の間に本町に対し不正な接触をした者が行った提案
- イ. 提出書類に虚偽の記載をした者、又は定められた表現方法以外の表現方法をした者が行った提案
- ウ. 提出期限後に提出された提案

(2) プロポーザルの辞退

参加申込書を提出した者が、本プロポーザルを辞退する場合は、任意の様式により辞退届を提出するものとする。

9. 提案評価に関する事項

(1) 評価方法

企画提案書の評価は、選定委員会において審査を行う。

なお、選定委員会では、評価項目等に基づき、提出書類及びプロポーザル参加者によるプレゼンテーション内容をもとに、競争性・透明性の確保に十分に配慮しながら、企画提案の内容、事業の実施能力等の評価、採点を行う。

(2) 評価項目及び評価内容

別表「地域資源を活用した企業誘致推進事業広報業務 評価表」のとおりとする。

10. 選定に関する事項

(1) 第1次審査を実施する場合は、次のとおりとする。

第1次審査の審査結果をもとに、選定委員会の評価点の合計が高得点の者から順に5者を第2次審査参加者として選定する。ただし、評価点が同数の者が複数者いる場合は、原則として提案金額の安価な者を上位とする。

なお、評価点及び提案金額が同額である者が複数者いる場合で、5者に決まらない場合は、当該者を全て第2次審査参加者として選定する。

(2) 最優秀提案者の選定

本町は、プレゼンテーションの審査結果をもとに、選定委員会の評価点の合計が最高点の者を、最優秀提案者として選定する。ただし、最高点の者が複数者いる場合は、原則として提案金額の安価な者を最優秀提案者として選定する。

なお、評価点及び提案金額が同額である者が複数者いる場合は、同者らによるくじ引きにより決するものとする。

(3) 提案者が1者又はない場合の取り扱い

提案者が1者のみの場合であってもプレゼンテーションによる評価は実施し、選定委員会委員の各評価点の合計が基準点（総評価点の6割）を満たすときは当該応募者を最優秀提案者として選定する。

なお、基準点に満たない場合、又は提案者がいない場合に、事業を実施するときは、再度公募を実施する。

11. 選定結果の通知及び公表

選定結果は、選定後速やかに参加者に通知するとともに、次の内容をホームページ上で公表する。

- (1) 最優秀提案者の名称及び評価点
- (2) 全提案者の名称（申込順）
- (3) 全提案者の評価点（得点順。次点以降の提案者の名称は記号により明記。なお、応募者が2者の場合は公表しない。）
- (4) 最優秀提案者の選定理由
- (5) 審査会委員の氏名

12. 契約の手続

- (1) 企画提案書を基に前項によって決定した受託予定者から見積書を徴し、別途町長が定めた予定価格の範囲内で契約を締結する。なお、提出された企画提案書の内容については、一部変更する場合がある。
- (2) 仕様は再調整をした上で決定する。なお、受託予定業者との契約が成立しない場合は、次に評価得点の高い順位の提案者と交渉を行い、契約を締結する場合がある。

13. 辞退者の取扱い

本プロポーザルを辞退した者に対して、その辞退を理由として不利益な取扱いを行わないものとする。

14. 担当課

与謝野町 産業観光課

住 所：〒629-2292

京都府与謝郡与謝野町字岩滝1798番地1

電 話：(0772) 43-9012 直通

FAX：(0772) 46-2851

メール：sangyokanko@town.yosano.lg.jp

担当者：大上、井上

【別表】

地域資源を活用した企業誘致推進事業広報業務 評価表

1. 第1次審査（書類審査）

評価項目及び評価内容	配点				
1 企画提案書の内容について (30点)	30点	24点	18点	12点	6点
○本業務の内容を理解した上で、仕様書に沿って必要な事項が提案されているか。	非常に優秀	優秀	普通	やや劣る	劣る
2 実施体制、業務スケジュールについて (20点)	10点	8点	6点	4点	2点
○業務を遂行するための実施体制、人員配置は妥当か。	非常に優秀	優秀	普通	やや劣る	劣る
○業務工程の妥当性を含め無理のない計画が立てられているか。	非常に優秀	優秀	普通	やや劣る	劣る
3 業務実績について (20点)	10点	8点	6点	4点	2点
○会社等の業務実績と内容はどの程度か。	非常に優秀	優秀	普通	やや劣る	劣る
○配置予定の責任者等の業務実績はどの程度か。	非常に優秀	優秀	普通	やや劣る	劣る
4 見積価格について (10点)	10点	8点	6点	4点	2点
○業務に関する見積価格は評価できるか。	非常に優秀	優秀	普通	やや劣る	劣る
小計	80点満点				

2. 第2次審査（プレゼンテーション）

評価項目及び評価内容	配点				
1 事業の実施体制について (10点)	10点	8点	6点	4点	2点
○事業実施に必要な実施体制を整え、業務遂行能力の高い事業者であるか。	非常に優秀	優秀	普通	やや劣る	劣る
2 事業実施の能力について (10点)	10点	8点	6点	4点	2点
○本事業に類する事業を実施した実績を有しており、その知識、ノウハウ、経験等を十分に活かすことが期待できるか。	非常に優秀	優秀	普通	やや劣る	劣る
3 事業実施責任者の能力について (10点)	10点	8点	6点	4点	2点
○事業実施責任者は、責任者として必要な知識、経験、資格等を有し、指導・監督能力の高い者であるか。	非常に優秀	優秀	普通	やや劣る	劣る
4 事業者の意欲、熱意について (10点)	10点	8点	6点	4点	2点
○業務に対する取組意欲が高く熱意が感じられるか。	非常に優秀	優秀	普通	やや劣る	劣る
5 本業務（業務の重点ポイント）についての提案 (30点)	10点	8点	6点	4点	2点
○「（1）地域資源を活用した企業誘致推進事業（進出企業募集広報）の実施」の提案が優れたものであるか。	非常に優秀	優秀	普通	やや劣る	劣る
○「（2）地域資源を活用した企業誘致推進事業（CF型ふるさと納税寄付募集広報）の実施」の提案が優れたものであるか。	非常に優秀	優秀	普通	やや劣る	劣る
○「（3）年次計画の作成」についての提案が優れたものであるか。	非常に優秀	優秀	普通	やや劣る	劣る
6 事業費の妥当性について (10点)	10点	8点	6点	4点	2点
○事業費の積算は、効果的な企画を実行する上で適切なものであるか。	非常に優秀	優秀	普通	やや劣る	劣る
小計	80点満点				

